

令和7年度 申し込みにかかる確認票①※保護者1名につき1枚提出

入所を決定する指数は、今までの就労状況及び入所後(入所月)の状況で判断します。変更になる場合、入所が取り消される場合があります。

区分	確認事項	回答欄 事務処理欄			
育休からの復職	育児休業からの復職を予定している方について、下記Q1をよく理解し、お答えください。 Q 1 1. 就労証明書の証明者欄に記載されている就労先に就労証明書のNo.6欄と同条件の契約日数・契約時間で復職しますか？ 「はい」の方→就労証明書記載の契約内容で指数付けし、入所判定をします。 ※転職または退職により元の就労先に復職しない場合は「求職」又は「就労内定」の指数となりますので、再判定の結果、入所取消(退園)となる場合があります。新職について雇用条件が育休前職場と同等以上であっても同様です。 ※復職後、契約時間が短くなった場合、再判定の結果入所取消(退園)となる場合があります。(育児短時間勤務の利用は契約時間変更には含まれません) 「いいえ」の方→指数が変わる場合があります。 「不明」の方→「求職」の指数となります。	はい	いいえ	不明	
			指変	8点	
	転職	Q 2 1. 転職する予定がありますか？ 2 「未定」の方→入園希望月の就労確認ができないため、「求職中」扱いとなります。	はい	いいえ	未定
			次問		8点
外勤・自営 雇用内容変更	2. Q2-1で「はい」と回答した方について、転職する場合、「退職日」と「就労開始日」を1日も空けずに、「転職前と同等以上」の就労を開始することができますか？ 「はい」の方→転職が決まった場合は新職「就労開始日」の月末までに「退職日を証明する書類」と「新しい就労証明書」を提出してください。提出書類により選考上問題ないと確認できなかった場合は、入所決定の取り消しまたは退園となります。 「いいえ」の方→指数が変わる場合があります。 「不明」の方→入園希望月の就労確認ができないため、「求職中」扱いとなります。	はい	いいえ	不明	
			指変	8点	
	Q 3	1. 申請日以降、就労証明書に記載された就労内容(就労日数・時間数)に変更はありますか？(変更の理由が育児短時間制度の利用である場合は変更無しの扱いです。) 「不明」の方→入園月の就労状況が確認できないため求職中の扱いとなります。	はい	いいえ	不明
			指変		8点
2. Q3-1で「はい」と回答した方について、就労時間は増えますか？減りますか？		増える	減る	不明	
3. Q3-2で「増える」と回答した方は就労証明書の備考欄に増える時間数の記載がありますか？ 就労予定時間の内定指数と現在の契約時間の就労指数を比べて高い方の指数を付けます。(入所後、変更後の就労実績が確認できない場合、入所取消(退園)となる場合があります。)*記載がない場合、増える時間数については考慮しません。		はい	いいえ	不明	
Q 4	4. Q3-2で「減る」と回答した方について、確実に就労できる時間数等(休憩時間含む)を申告してください(会社にも要確認)。*申し出の時間数で指数を付けます。	【日数】月 日	【時間数】月 時間		
	1. 入園月以降、育児短時間制度を利用する予定がありますか？	はい	いいえ	未定	
	2. Q4-1で「はい」または「未定」と回答した方について、育児短時制度を利用後も1か月48時間以上の就労となりますか。	はい	いいえ	不明	
			8点	8点	
育児短時間	*復職後の就労時間が48時間未満だった場合、入所取消となる場合があります。				
	3. 就労証明書No.7欄の就労実績について、育児短時間制度を利用している実績ですか？	はい	いいえ	不明	
	4. Q4-3で「はい」と回答した方について、就労証明書のNo.12欄に記載はありますか？ ※ない場合指数が下がることがあります。	はい	いいえ	不明	
	就労証明書	Q 5 1. 就労証明書No.7欄の就労実績について、3か月分が証明日からみた直近の実績で記載されていますか？(直近3か月が産休育休の場合は「はい」)	はい	いいえ	不明
2. Q5-1で「いいえ」と回答した方について、記載月の実績から連続した3か月の実績時間数を確認できる給与明細等がありますか。*ない場合、指数がマイナスされることがあります。		はい	いいえ	不明	
3. 就労証明書No.7欄の就労実績について、最低1か月は就労証明書No.6欄の合計時間(月間)以上となっていますか？		はい	いいえ	不明	
4. Q5-3で「いいえ」と回答した方について、備考欄に実績が少ない期間および理由が記載されていますか？ *記載があれば指数がマイナスにならない場合があります。		はい	いいえ	不明	
5. 就労証明書のNo.6欄は休憩を含んだ契約上の時間になっていますか。 *「いいえ」の場合指数が変わる場合があります。		はい	いいえ	不明	
6. 就労証明書のNo.7欄は有休、休憩、残業込みの時間数になっていますか。 *「いいえ」の場合指数が変わる場合があります。		はい	いいえ	不明	
7. 保育士として未就学児の保育施設で就労していますか？		はい	いいえ	不明	
就労内定		指変			
	Q 6 1. 決定している内定先が記載する内定証明書(就労証明書)を添付していますか？ 「はい」の方→就労証明書上に記載された雇用内容(就労日数・時間・給与)以上の就労を当該内定先で入園月中に開始してください。証明書を求めた際に、就労証明書通りの就労が確認できなかった場合、再判定の結果入所取消(退園)となる場合があります。 「いいえ」の方→入園希望月の就労確認ができないため、「求職中」扱いとなります。	はい	いいえ	未定	
			8点	8点	

保護者氏名 続柄 父 母 その他

内容に変更がある場合は再提出が必要です。

ウラ面あり

令和7年度 申し込みにかかる確認票②※保護者1名につき1枚提出

対象	項目	確認事項	回答欄				
就学	Q7	1. 現在、就学していますか？	就学中	就学予定	いいえ		
	在学証明	2.Q7-1で「就学中」と回答した方について、在学証明書と時間割写しを添付していますか？ ※まだ入所後の時間割が不明な場合は、一旦現在の時間割写しを提出し、入所後の時間割がわかり次第すみやかに新しい時間割写しを提出してください。	はい	いいえ	在学証明のみ		
		3.Q7-1で「就学予定」と回答した方について、受験票または合格通知の写しを添付していますか？ ※その後結果がわかり次第保育課に連絡してください。 また入学後には在学証明書と時間割写しを提出してください。 不合格の場合や合格したが通わなかった場合は入所取消となります。	はい	いいえ	その他		
		4. 就学中または就学予定の方について、卒業予定日又は修了予定日を記載してください。 ※就学による認定期間は卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までとなります。	年 月 日				
女性	Q8	1. 現在妊娠中ですか？ ※「いいえ」「不明」と回答した方について、入所までに妊娠が判明した場合、母子手帳の写しと確認票の再提出が必要となります。	はい	いいえ	不明		
	妊娠している方の保育要件	2.Q8-1で「はい」と答えた方について、出産予定日を記載してください。	年 月 日				
		出産	3.Q8-1で「はい」と答えた方について、入所の要件(理由)を選択してください。要件により指数や入所期間が異なります。 下の子の出産を理由に上の子を預けることができます。ただし、申請をすることができるのは 出産予定月・産前2か月・産後2か月の計5か月間です。(多胎の場合は産後9か月まで) 出産を理由に利用決定した場合、出産予定月の2か月(多胎児出産は9か月)後の月末で必ず退所となります。再度入所を希望する場合は、育休以外の要件に限り申請が可能です。希望する月の申請をしていただき、再選考となります。その結果入所できない場合もありますので、ご承知おきください。 例:4月入所において、5月出産予定で入所決定した。 →7月末日で退所。8月以降育休以外の要件がある方で、入所希望の場合は再度申請が必要。 (必ず入所できるわけではありません)。	出産 (20点)			
			就労				☐ 保育園入所希望月が出産要件期間と重なっている場合 出産要件期間終了月の翌月1日までに復職し、提出した就労証明書上に記載された雇用内容(就労日数・時間)以上の就労を1か月以上することが条件です。 できていなかった場合は、再判定の結果入所取消(退園)となる場合があります。
							例:4月入所において、1か月160時間以上の契約内容で入所決定したが、2月出産予定で産後休暇を取得する予定。 →3月～4月は出産要件となるため、5/1までに1か月160時間以上の契約内容で復職することが必要。 復職できない場合はその月中で退園の可能性。
		就労	☐ 上記以外で保育園入園前もしくは入園後に産休育休を取得する場合 入園月中に就労を開始し、提出した就労証明書上に記載された雇用内容(就労日数・時間)以上の就労を1か月以上することが条件です。 できていなかった場合は、再判定の結果入所取消(退園)となる場合があります。	就労又は 就労内定 (12～20点) (内定8～13点)			
			例:4月入所において、1か月160時間以上の契約内容で入所決定したが、7月出産予定で6月頃産休に入る予定。 →入所後(4月、5月)に160時間以上就労したことがわかる給与明細や就労証明書の提出が必要。確認できない場合はその月中で退園の可能性ががあります。				
	求職	<u>出産要件期間終了後もしくは入園後、3か月以内に最低基準(月48時間)以上の就労を開始し、提出した就労証明書上に記載された雇用内容(就労日数・時間)以上の就労を1か月以上することが条件です。</u> 最低基準(月48時間)以上の就労ができていなかった場合はいかなる理由があつたとしてもその月中で退園となります。最低基準を満たさずに出産に伴った休職・退職や産休を取得することはできません。	求職活動 (8点)				
	育休継続	出産要件期間に入所し、出産要件期間終了後、引き続き育児休業期間も保育を希望する場合。 ※こちらの指数で入所ができた場合は復職する必要はありません。	保育継続利用 (6点)				
	その他	疾病・介護・その他 入所月中に要件が満たされていることが条件です。提出された書類に応じて指数がつきます。	その他 (要件による)				
(育の予休方定)取得	転園申請において、育児休業取得時にすでに保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合にこちらの指数での選考となります。こちらの指数で転園ができた場合は復職する必要はありません。		保育継続利用 (6点)				

提出する書類の記載内容及び上記チェック事項について、間違いがないことを確認しています。
記入されたとおりにならなかった場合、入所が取消または退所(実施解除)となったとしても異議はありません。

令和 年 月 日 保護者氏名 続柄 父 母 その他

内容に変更がある場合は再提出が必要です。 ウラ面あり